

## 修 繕 業 務 契 約 書 (案)

- 1 事業名 愛媛県立松山中央高等学校体育館幕板等剥落補修業務  
2 施行箇所 愛媛県松山市井門町 1220 番地  
3 契約期間 着手 令和 年 月 日  
完成 令和 7 年 2 月 25 日  
4 契約金額 ¥ —  
(うち消費税及び地方消費税額 ¥ —)  
5 契約保証金

上記の事業について、発注者 愛媛県立松山中央高等学校長 (以下「甲」という。) と請負者 (以下「乙」という。) は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって請負業者を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### (総則)

第1条 乙は別添の仕様書により日本国の法令を尊守し、この契約を履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用はすべて乙の負担とする。

### (権利、義務の譲渡禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。  
(検査及び引渡し)

第3条 乙は、事業が完成したときは、書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項に定める通知を受けた日から起算して 10 日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかつたときは、検査の結果について、甲に対して、異議を申し立てることができない。

4 甲は、第2項の規定による検査によって修繕の完了を確認した後、乙が目的物の引渡を申し出たときは、直ちに当該目的物の引き渡しを受けなければならない。

5 乙は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修して、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を修繕の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

### (代金の支払)

第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して 30 日 (以下「約定期間」という。) 以内に乙に支払うものとする。

3 甲は、請求書を受理した後に、その内容の全部又は一部が不正であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙に返納するものとする。この場合において、当該請求書を返納した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

### (支払い及び検査の遅延)

第5条 甲は、その帰するべき理由により、約定期間に代金を支払わなかつたときは、その支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号。以

下「遅延防止法」という。) 第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満である時は、その端数の金額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲が、その責めに帰するべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を超過した日から検査を行った日までの期間(事項において「遅延期間」という。)の日数から差し引くものとする。

3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第2項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

(履行遅延の場合における損害金等)

第6条 乙の責めに帰するべき事由により契約期間内に業務を完了することができない場合には、甲は、契約金額から既成部分に相当する額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、年3パーセントの利息を徴収することができる。

(契約不適合責任)

第7条 乙は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替品の引渡しによる履行の追完を請求することが出来る。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(服務)

第8条 この契約により作業員が愛媛県立松山中央高等学校において行う事業実施上の行為は、すべて乙の責めとし、事業実施上の事故の場合もすべて乙の責任において措置するものとする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内の履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の催告をすることなくこの契約を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期間内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込がないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示にした合わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められ

るとき。

3 第1項及び第2項の規定により契約が解除されたときは、乙は、解除した部分に相当する額の10分の1の額を違約金として甲に支払うものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することができない。

(乙の解除権)

第10条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行ができないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この契約に関連して、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(契約金額の変更)

第13条 事業実施期間において、経済変動その他の状況により契約金額が著しく不適当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、これを変更することが出来る。

(法令等の遵守)

第14条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定された全ての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義のある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

松山市井門町1220番地  
甲 愛媛県立松山中央高等学校長 池田 知孝

乙